

改正育児・介護休業法等説明会

～改正育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等を解説します～

平成29年10月1日より、① 保育所等に入れない場合の育児休業期間の延長（2歳に達するまで）
② 育児休業等制度の個別周知の努力義務化 ③ 育児目的休暇の措置の努力義務化を内容とする改正育児・介護休業法が施行されます。

また、これに先立ち、本年1月1日からは、介護休業の分割取得（対象家族1人につき3回まで）や介護短時間勤務等の措置期間の延長（対象家族1人につき3年まで）等を内容とする改正育児・介護休業法が施行され、同法等によりいわゆるマタハラ防止措置を講ずることも事業主に義務付けられています。

東京労働局では、企業の人事労務担当者等を対象に、これら改正法の内容・就業規則の改訂のポイントや、いわゆるマタハラ防止措置等について理解を深めていただくため、説明会を開催いたします。

【日時】

平成29年9月12日(火)

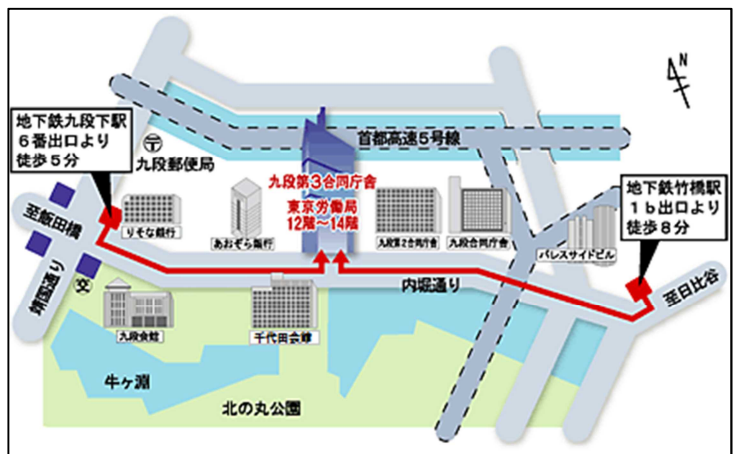
<午前>10:00～12:00 (予定)

<午後>14:00～16:00 (予定)

※内容は各回同じ

【場所】

九段第三合同庁舎 11階 共用会議室
(千代田区九段南1-2-1、右図参照)



※駐車場をご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。

【定員】 各回180人 参加無料

【内容】

- ・改正育児・介護休業法等について
- ・いわゆるマタハラ防止措置等について
- ・無期転換ルール・働き方改革について

同じ内容の説明会を、9月6日(水)の午後「日本教育会館一ツ橋ホール」(定員800人)でも開催します。詳細は、東京労働局のHPをご覧ください。

※参加をご希望の方は、下記参加申込書により、FAXにて下記期限までに指導課までお申込みください。
定員になり次第、期限前でも締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
定員に達した場合のみ、下記連絡先にご連絡いたします。
参加票はお送りいたしませんので、当日は、このチラシをご持参いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 (電話03-3512-1611)

【9月12日開催 参加申込書】

FAX 03-3512-1555 ※申込期限:8月25日(金)

ご希望の回	午前	・	午後
会社名 参加者職氏名			
連絡先(電話)	※定員に達してしまった場合にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。		